

仕 様 書

- 1 業 務 名 令和7年度石巻市学校給食センター廃食用油売払い
- 2 業務場所 (1) 住吉学校給食センター（石巻市新境町二丁目3番地2）
(2) 東学校給食センター（石巻市湊東三丁目1番地）
(3) 河北学校給食センター（石巻市相野谷字今泉前28番地1）
(4) 河南学校給食センター（石巻市広瀬字町北75番地1）
- 3 業務内容 受注者は、各業務場所においてドラム缶等を集積された廃食用油を引き取り、これを各業務場所から回収・運搬し、再生資源等として適正に処理を行い、代金を発注者へ支払うもの。
- 4 搬出方法 受注者は発注者の指定する日に指定された業務場所において、発注者の立会いの下、計量及び数量の確認を行い回収・運搬する。この際に使用する計量器具及び引渡票は受注者が用意する。なお、計量単位はリットルとし、小数点以下は切り捨てるものとする。
- 5 予定数量 (1) 住吉学校給食センター 4, 250リットル（年間）
(2) 東学校給食センター 11, 700リットル（年間）
(3) 河北学校給食センター 4, 050リットル（年間）
(4) 河南学校給食センター 3, 960リットル（年間）
※予定数量は過去の実績であり、実際の引渡数量を保証するものではない。
- 6 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 7 処理報告 受注者は、引き取った廃食用油を適正に処理し、学期ごとにその数量（リットル）を発注者に報告すること。また、発注者が必要と認めるときは、廃食用油の処理状況が分かる資料（産業廃棄物管理伝票等）を提出すること。
- 8 代金支払 発注者は、各業務場所における回収時の引渡票の数量と、受注者から報告を受けた数量を確認し、確認後の数量にリットル単位の契約単価を乗じて得た額により納入通知書を受注者に対し発行し、請求するものとする。
なお、受注者は、納入通知書に定める指定する期日までに支払うこと。
- 9 その他 (1) 契約金額（1リットル当たり単価）には、業務場所からの積込み、回収、運搬、保管、処理等に係る全ての費用を含むものとする。
(2) 受注者は、本業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守し、適正に業務を行うこと。
(3) 受注者は廃食用油の運搬・回収に当たっては、廃食用油が飛散し、流出し、悪臭が漏れることがないように厳重に注意するとともに、周辺環境への悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。
(4) 仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上定める。

10 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。